

- (1) 確定申告
- (2) 中間申告

(1) 確定申告

【確定申告とは】

- 内国法人は、事業年度が終了した後に決算を行い、株主総会等の承認を受け、その承認を受けた決算(確定決算)に基づいて所得金額や法人税額等、法人税法に定められた事項を記載した申告書を作成し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- この手続を「確定申告」といい、こうして作成された申告書を「確定申告書」といいます。
- なお、欠損のため納付すべき法人税の額がない場合や休業中の場合であっても確定申告書を提出する必要があります。

【関係法令】 法2三十一、74

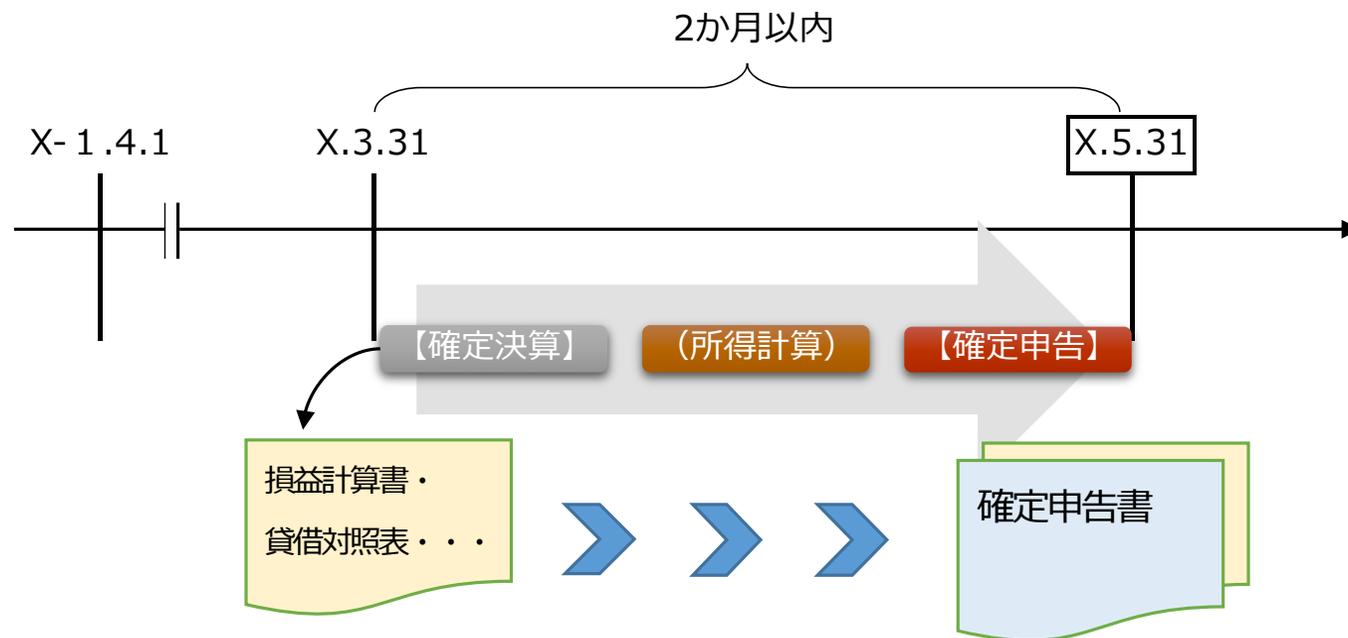
(1) 確定申告

【確定申告書の提出期限】

- 確定申告書は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に提出する必要があります。
- また、確定申告により納付すべき税額がある場合には、確定申告書の提出期限までにその税額を納付する必要があります。
- ただし、確定申告書は確定決算に基づいて作成されることを前提としている関係から、災害その他やむを得ない理由により法人の決算が事業年度終了の日の翌日から2か月以内に確定しないと認められる場合等には、法人は申告期限の延長を申請することができます。

【例】

・株式会社（3月決算）の確定申告のイメージ



【関係法令】 通法11、35①、通令3、法74①、75①～⑦、75の2①～⑩、77

(1) 確定申告

【災害等による期限の延長】

① 災害等による期限の延長(通法11、通令3)

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、納税者が申告期限又は納期限までに申告又は納付することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、これらの期限を延長することができます。

イ 都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由が発生した場合

ロ 災害その他やむを得ない理由により、電子申告等を行うことができない者が多数に上る場合

ハ 個別的に災害その他やむを得ない理由が発生した場合

(注) イ及びロについては個別の申請手続は不要です。ハについては申請が必要ですが、詳しくは、国税庁ホームページ [「災害による申告、納付等の期限延長申請」](#) をご確認ください。

【災害による申告、納付等の期限延長申請】



② 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合の申告期限の延長(法75)

災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、確定申告書を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができます(この期限の延長を受けて納付する法人税がある場合、利子税がかかります。)

(注) その事業年度終了の日の翌日から45日以内に所定の事項を記載した申請書を提出する必要があります。この申請について、詳しくは、国税庁ホームページ [「申告期限の延長の申請」](#) をご確認ください。

【申告期限の延長の申請】



③ 定款の定め等による申告期限の延長の特例(法75の2)

定款の定め等により事業年度終了の日の翌日から2か月以内にその事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、その提出期限を延長することができます(この期限の延長を受けて納付する法人税がある場合、利子税がかかります。)

(注) その事業年度終了の日までに所定の事項を記載した申請書を提出する必要があります。この申請について、詳しくは、国税庁ホームページ [「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請」](#) をご確認ください。

【定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請】



(1) 確定申告

【確定申告書の添付書類】

- 確定申告書には、次の書類を添付する必要があります。
 - ① 貸借対照表及び損益計算書
 - ② 株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表
 - ③ 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書
 - ④ 事業等の概況に関する書類(完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。)
 - ⑤ 組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し
 - ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

(注) 1 組織再編成を行っていない場合には、⑤及び⑥の書類の添付は不要です。

2 法人税関係の租税特別措置(税額又は所得の金額を減少させる規定等に限ります。)の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」(42ページ参照)を添付する必要があります。

【関係法令】 法74③、規則35、租特透明化法3、法基通17-1-5

(2) 中間申告

- 中間申告とは、事業年度の中間点で納税をするための手続をいいます。
- 事業年度が6か月を超える普通法人は、原則として事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告書を提出する必要があります。中間申告には、「前年度実績を基準とする中間申告(予定申告)」と「仮決算に基づく中間申告」の2種類があり、いずれかを選択することができます。
- 「前年度実績を基準とする中間申告(予定申告)」とは、次の算式により計算した金額を中間分の税額として申告することをいいます。

【算式】

$$\frac{\text{事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までに確定した前事業年度の法人税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times \text{中間期間の月数}$$

(注) 上記の算式により計算した金額が10万円以下である場合又はその金額がない場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

- 「仮決算に基づく中間申告」とは、事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして、仮決算を行い提出期限までに中間申告することをいいます。

(注) 仮決算に基づく中間申告は、次の場合には提出できません。

- ① 上記(注)により中間申告書の提出の必要がない場合(災害損失金額がある場合を除きます。)
- ② 仮決算をした場合の中間申告書に記載すべき法人税の額が上記の算式により計算した金額を超える場合

- なお、中間申告書を提出すべき法人がその中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限において、「前年度実績を基準とする中間申告(予定申告)」があったものとみなされます。
- また、中間申告により納付すべき税額がある場合には、中間申告書の提出期限までにその税額を納付する必要があります。

【関係法令】 法71、72①～④、73、76